ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986　※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談（どんな相談でも）	毎週月～金曜	8：30 ～ 17：00
◎ボランティア相談（活動希望・援助依頼等）		
税金相談	毎月第１金曜	10：00 ～ 15：00
◇不動産相談	毎月第３水曜	
◎障害児者相談	毎月第３木曜	
保険・年金相談	毎月第４水曜	
◎女性相談	毎月第４金曜	
＊法律相談	毎月第２金曜	10：00 ～ 16：00

◇９・11 月は司法書士が応相談。
◎電話による相談も可。
＊法律相談は予約制。月初めから受付。
　無料での相談は一人１回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ　行政相談委員　黒崎　耕二
（忠海中町）☎ 26-0607

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時　９月 16 日（水）　９時～ 12 時

場所　人権センター

問い合わせ　広島法務局東広島支局
☎ 082-423-7707

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8：30 ～ 17：00（土・日曜日は、要望により対応）
介護家族相談会	偶数月の第３火曜日	13：30 ～ 15：00

場所　ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ　地域包括支援センター　☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所　ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）
　９時～ 18 時

※ 9/20 は休館します。

問い合わせ　いのちのホットライン竹原
☎ 22-9102

出張年金相談

日時　９月９日（水）10 時～ 15 時 30 分

場所　福祉会館２階会議室

※出張年金相談は予約制です。

※相談日前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ　呉年金事務所　☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時　毎週水曜日　９時 15 分～ 12 時、13 時～ 16 時

場所　広島県東広島庁舎１階
（東広島市西条昭和町 13-10）

問い合わせ　西部地域県民相談室東広島支所
☎ 082-422-6911

消費生活相談室便り

長期間使用している家電製品の発火に注意しましょう

消費生活用製品の不具合などにより消費者の生命や身体に危険が及ぶ、またその恐れがあるものを製品事故といいます。その中でも特に、長期使用または保有している家電製品においては、年月を経て劣化が進み、発煙発火などの危険な状態が起きることもあります。

〈事例１〉

10 年以上前に購入した扇風機を使用したところ、就寝中に突然モーターから火を噴いた。

〈事例２〉

30 年前に購入したルームエアコンを使ったら、送風口から黒煙が出た。その後エアコンの下部から出火したので水をかけて消した。

〈アドバイス〉

同じ製品でも使用状況や環境により劣化が早く進むことがあります。

また、製品事故の原因の多くは製品自体の欠陥や不具合だけではなく、使用者の不注意や誤った使い方、製品の長期使用によっても起こるとされています。

事故を防ぐためにも使用に際しては取扱説明書をよく読み、日ごろから製品事故やリコールの情報を確認しておきましょう。

また、長期間使用している家電製品においては、電源コードのキズや破れ、モーター部分の発熱、使用中の異常音や焦げ臭いにおいなどに注意し、異常を感じたらすぐに使用を中止しましょう。

製品にも寿命があるため、古くなったら点検や買い替えを検討するよう心がけましょう。

相談窓口　おかしいな、困ったなと思ったら、**消費生活相談室**にご相談ください。☎ 22-6965

無戸籍問題について

無戸籍の実態

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、法務省が実施した調査によると、平成27年3月10日現在で何らかの理由により出生の届け出が行われず、戸籍に記載されない人（以下「無戸籍者」という。）が全国で５６７人存在し、そのうち学齢児童生徒は１４２人であると報告されました。

このことにより、教育や行政サービスが充分に受けられない、住む場所や就労の機会を失う等の社会生活上様々な不利益が生じるといった深刻な問題が明らかになりました。

無戸籍の原因と背景

法務省によると、無戸籍となる原因の多くが、（元）夫との婚姻中または離婚後３００日以内に子どもを出産した場合に、民法７７２条の規定によりその子どもが戸籍上（元）夫の子どもと推定されることを避けるためや、（元）夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由で出生届を提出されないことがわかっています。また、近年の配偶者からの暴力（ＤＶ）の増加など、家族環境の変化により民法の規定と実態が合わなくなっていることがその背景とも考えられています。

あきらめずご相談ください

出生届を提出することにより、子どもは戸籍に記載されるとともに住民票にも記載される規定になっています。出生の届出ができず、子どもまたは本人の戸籍及び住民票が無いことや、学校へ通学できない、健康保険への加入ができない等の社会生活が困難な状況で悩んでいる人はいませんか。

法務省及び文部科学省を含む関係省庁においては、無戸籍者が適切な手続きにより戸籍に記載されるための支援をはじめ、戸籍の有無に関わらず就学を受けられる支援等を行っています。

無戸籍者の存在については、行政だけでは確認できない問題です。決して一人で悩まず、あきらめず、まずは身近な窓口へご相談ください。

相談窓口

市民健康課市民係
☎22－７７３４

広島法務局東広島支局
☎０８２－４２３－７７０７

自殺予防週間
９月 10 日（木）～ 16 日（水）

今日の様々な厳しい生活状況において自殺者を減らすために、ゲートキーパー一人ひとりが行う「いきる支援」が求められています。

市では、平成 21 年 10 月に自殺対策緊急強化事業として「いのちのホットライン竹原」を開設して、電話相談、及び対面型相談を行っています。

６年が経過した現在、その間で 800 件を超える相談が寄せられています。温かく寄り添い、安心感の持てる相談機関を目指しています。いつでも遠慮せずに、ご相談ください。

いのちのホットライン竹原
☎２２-９１０２

話を聞いてほしいと思ったら、いつでも電話してください。名前を告げる必要はありません。お会いして、お話を聞かせていただくこともできます。

開設時間　毎日９時～ 18 時
※盆と年末年始は休館します。

開設場所　NPO 法人ふれあい館ひろしま
（竹原市中央２丁目４－３）

問い合わせ
ＮＰＯ法人ふれあい館ひろしま　☎ 22-9102
保健センター　☎ 22-7157

広島県よろず支援拠点 出張相談会

中小企業・小規模事業者の、売上拡大や経営改善などの悩みに、専門家が適切な解決方法を提案します。

お気軽にご相談ください。

日時　10 月６日（火）
10 時～ 17 時

場所　竹原商工会議所小会議室

申込期限　10 月１日（木）

※事前予約制です。

※詳しくは市ホームページをご覧下さい。

申し込み・問い合わせ
公益財団法人ひろしま産業振興機構
広島県よろず支援拠点
☎０８２－２４０－７７０６

市民人権標語　小学生の作品　性別が　関係ない　世の中を